

平成26年度 学校いじめ防止基本方針

東京学館浦安高等学校

1 基本方針

(1) 本校の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、「いじめはどこにでも起こり得る」「いじめは絶対に許さない」という基本認識のもとに、いじめ防止等の対策を行う。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための措置

(1) 校内組織

① 趣 旨

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

② 構 成

校長（総括）・副校長（委員長）・生徒指導部長（副委員長）・生徒指導部長補佐（委員）・各学年主任及び副主任（委員）・養護教諭（委員）・学校カウンセラー（委員）・浦安市青少年センター職員（外部委員）とする。

なお、教頭は、状況によって委員会における協議等に参加し、対応に参画する。

③ 設置期間

委員会は、常設の組織とする。

④ 所掌事項

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、次の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、情報の窓口に関すること。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録等に関すること。
- ・その他いじめ防止に関すること。

(2) いじめについての共通理解

原因、背景、具体的事例、留意点等について、校内研修や職員会議等で全教職員の共通理解を図る。また、いじめは「どこにでも起こり得る」「絶対に許さない」という基本認識を常に持ち、生徒と接する。

- (3) 保護者、地域等との連携
「後援会」、「学校評価委員会」及び保護者との懇談等を通して、いじめ問題について協議する機会を設ける。
 - (4) 生徒自らが学ぶ
LHR や各種集会、人権・インターネットに関する講演会等、教育活動全体を通して生徒自らいじめについて学ぶための機会を充実させる。
- 3 いじめの早期発見に向けた取り組み
- (1) 日頃からの生徒理解
授業をはじめ教育活動をとおして、いじめに係る兆候を把握するとともに、教職員間の連携を図る。
 - (2) 相談体制の周知
学校カウンセラーや委員会等の体制について、生徒・保護者への周知を図る。
 - (3) 定期的なアンケートの実施
定期的にアンケート調査を実施し、必要に応じてその対応を行う。
- 4 いじめ認知時の対応
- (1) いじめに関係する相談等を受けた場合には、事実確認を早急に行う。
 - (2) いじめ事案が確認された場合は、委員会を中心にいじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者との連携を図り、いじめを行った生徒及び関係する生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - (3) 犯罪行為として取り扱われるべき事案と判断した場合は、千葉県学事課や所轄警察署、市青少年センター等の関係機関と連携して対処する。
 - (4) いじめを受けた生徒が安心して学校生活等を送ることができるよう、学校カウンセラー等を活用し、全教職員が連携して支援する。
- 5 重大事態への対処
- (1) 重大事態の場合
次に掲げる場合の重大事態には、実態の把握やその対応等速やかに対処する。
 - ① 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - (2) 校内及び校外（千葉県学事課・所轄警察署等）への連絡
校内＝発見者→担任→学年主任→生徒指導部長→教頭・副校長→校長
校外＝校長→千葉県学事課・所轄警察署等
- 6 基本方針の公表
- 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公表するものとする。また、この基本方針は定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを図る。